

広島県告示第四百四十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和四年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和四年三月十四日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 光成

広島市西区井口台三丁目三六番一号

代表取締役 野村 千春

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―一）第三二七三六号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

令和四年三月二十八日から令和四年四月三日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者の元代表取締役は、同社の業務に関し、法人税法及び地方法人税法違反により、広島地方裁判所から、元代表取締役は懲役一年（執行猶予三年）及び同社は罰金七百五十万円の判決を受け、令和三年二月十八日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。